

平成 2 1 年度事業計画

第 1 事業方針

1. 少子高齢化の進展や近隣同士の付き合いの希薄化等を背景に、民生委員・児童委員活動の裾野はますます広がってきています。

とくに、高齢者や子育て家庭の地域社会での孤立・孤独をなくす取り組みや災害時の要援護者支援など、多様な福祉課題への対応が急務となっています。

そこで、平成 2 1 年度は会員に対し、福祉課題に係る各民児協での取り組み事例や問題点、課題等に関する情報提供を強化するとともに、日常の相談援助活動や見守り活動に必要な知識や技術の向上を図るため、研修事業等の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員活動について住民への理解を深めるため、ホームページの充実を図る等、広報活動の強化に努めます。

2. 公益法人改革に伴い、現行公益法人は平成 2 5 年 1 1 月末までに「一般財団法人」か「公益財団法人」に移行しなければなりません。

県民児協は、移行期限までに千葉県公益認定等審議会の認定を得て「公益財団法人」に移行できるよう、平成 2 1 年度は主務官庁である県の指導を得ながら認定基準をクリアーするための対応等について検討を行います。

第 2 重点事業

1. 情報提供事業等の強化

民生委員・児童委員活動の基盤である各市町村・単位民児協ごとの活動概要や分野別活動実践事例等について印刷物、ホームページで情報提供するとともに、県内先進活動事例の視察事業を実施します。

また、民生委員・児童委員に対する市町村からの個人情報の提供内容に地域差が生じているため、その現況について調査を実施し市町村ごとの対応や今後の取り組み等について、情報の共有を図ります。

- 新規 (1) 市町村・単位民児協別活動概要の作成 (1,838 千円)
(民児協独自活動及び他機関と連携した活動内容を編集。400 頁・2,000 部作成)
- 新規 (2) 活動実践事例集の作成 (399 千円)
(高齢者・児童・地域活動等分野別活動 30 事例を編集。64 頁・1,000 部作成)
- 新規 (3) 活動記録等マニュアルの作成 (1,512 千円)
(活動記録・福祉票・状況報告の記載等マニュアル作成。各 30 頁、各 8,000 部作成)
- 新規 (4) 指定民児協・モデル事業活動中間報告書の作成 (千円)
(県・全社協で助成指定した 7 民児協の活動内容進捗状況を編集し県 HP に掲載)
- 新規 (5) 県内先進活動事例視察の実施 (270 千円)
(先進事例を実施している民児協を他地区会員が視察。年 3 地区、視察者 12 名)
- (6) 県民児協ホームページの充実 (100 千円)
(民生委員関連情報等の項目拡充)
- 新規 (7) 市町村からの個人情報提供実態調査の実施 (千円)
(市町村から提供される情報の種類や提供された情報の管理方法、条件等を調査)

2. 「民生委員・児童委員『行動宣言』」に係る取り組みの推進

『行動宣言』では、「安心して住み続けることができる地域社会づくり」や「地域社会での孤立・孤独をなくす運動」、「児童虐待や犯罪被害から子供を守る取り組み」、「災害時における要援護者への支援」等、喫緊の課題が提案されています。

これらの課題に対し、市町村・単位民児協において地域の実情に応じた取り組みが推進されるよう、他地区での具体的な活動事例や問題点等を的確に情報提供するとともに、研修事業をとおして情報交換や情報の共有化を図ります。

3. 研修事業の充実

民生委員・児童委員活動の経験段階に応じた体系的研修の充実を図るとともに、必要な専門知識や技術等の更なる向上を図るため、県民児協単独事業で新規研修事業を実施します。

(1) 経験段階に応じた体系的研修の充実 (3,686 千円)

新規 (2) スキルアップ講習会の実施 (87 千円)
(「悪質商法への対応」等、年1テーマを設定し県内3地域で講習。各100名参加)

新規 (3) 民生委員・児童委員セミナーの実施 (192 千円)
(「在宅高齢者支援」等のテーマについて専門家から講義。参加者250名)

4. 住民向け広報活動の強化

住民に民生委員・児童委員活動をより身近なものとして理解してもらえよう、効果的な広報媒体について検討するとともに住民ニーズの高い情報の提供に努める等、住民向け広報活動を強化します。

(1) 民生委員活動紹介リーフレット等の検討 (千円)
(広報部会で20年度から検討中)

(2) 県民児協ホームページの充実 (千円)
(市町村・単位民児協ごとの活動概要と利用(参加)案内の掲載)

5. 新公益財団法人への移行準備の推進

新規 県民児協が新公益財団法人へ円滑に移行できるよう、次の項目等について県の指導を得ながら検討を進めます。

(1) 公益目的事業比率(50%)の確保

(2) 寄付行為の変更

(3) 公益法人会計原則に基づく事業計画書・収支予算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録・収支計算書等の導入
(平成22年度から公益法人会計原則を導入できるよう準備します。)

第3 事業内容

1. 会務運営事業

(1) 本会の適正な運営及び事業の企画・実施を検討するため、次の会議を開

催するとともに全民児連が開催する会議に参加します。

なお、県・市町村民児協の連携強化を図るため、今年度から新たに市町村民児協事務局会議を年2回開催するとともに、郡市民児協会長・同事務担当者会議については、郡民児協が廃止された夷隅・安房郡3町も参加対象とすることとします。

| | | |
|----|--------------------|-----|
| | ア 理事会 | 年2回 |
| | イ 評議員会 | 年2回 |
| | ウ 正副会長会議 | 年7回 |
| | エ 決算監査会 | 年1回 |
| | オ 郡市民児協会長・同事務担当者会議 | 年1回 |
| 新規 | カ 市町村民児協事務局会議 | 年2回 |

(2) 会員慶弔事業の実施

全国互助事業及び県民児協慶弔規程（新設）に基づく会員慶弔事業を実施します。

死亡弔慰、傷病・災害見舞、退任慰労

新規 勲章・褒章受章祝い

2. 会議研修事業

(1) 委託研修事業

委託研修事業等の円滑かつ効果的な実施を図るため、研修内容や研修方法等について関係機関と緊密な連携のもと、次の研修を実施します。

| | | |
|---|-------------------------|---------------|
| ア | 単位民児協会長研修会 | (1会場：10月) |
| イ | 中堅民生委員・児童委員研修会 | (6会場：9～10月) |
| ウ | 主任児童委員研修会 | (1会場：9月) |
| エ | 新任民生委員・児童委員研修会 | (3会場：4・8・12月) |
| | (平成21年度から、選任時期ごとに開催します) | |

(2) 県民児協単独研修事業

| | | |
|---|------------------|------------|
| ア | 相談技法（傾聴・事例）研修会 | (2会場：11月) |
| イ | 再掲 スキルアップ講習会 | (3会場：1～2月) |
| ウ | 再掲 民生委員・児童委員セミナー | (1会場：1月) |

(3) 研修派遣事業

地域における民児協活動の活性化、リーダーの養成・資質向上などを図るため、全国大会等への参加や全民児連が主催する研修会へ会員の派遣を行います。

- ア 第78回全国民生委員・児童委員大会への参加 (10月)
- イ 第69回関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会への参加 (6月)
- ウ 全国児童委員研究協議会への派遣
- エ 全国主任児童委員研修会への派遣
- オ 全国民生委員指導者研修会(第19回全国民生委員大学)への派遣
- カ 全国民生委員・児童委員リーダー研修会への派遣
- キ 全国民生委員を対象とする相談技法研修会への派遣

3. 民児協育成指導事業

民児協運営の充実強化と民生委員・児童委員活動の刷新を目的に計画された意欲ある事業を奨励・普及するため民児協を指定し助成します。

なお、各指定民児協等の事業進捗状況等については、適宜とりまとめの上、HPに掲載し情報提供します。

- (1) 県民児協による指定民児協(2か所)
 - ア 佐倉市根郷地区民児協(平成20~21年度)
 - イ 長生村民児協(平成20~21年度)
- (2) 県民児協によるモデル育成事業指定民児協(2か所)
 - ア 松戸市常盤平地区(平成21~22年度)
 - イ 木更津市波岡西地区(平成21~22年度)
- (3) 全社協地方共励事業による指定民児協(2か所)
 - ア 佐倉市千代田地区(平成21~22年度)
 - イ 富里市南部地区(平成21~22年度)
- (4) 全社協中央共励事業民児協活動振興事業(1か所)
 - ア 習志野市鷺沼・鷺沼台地区民児協(平成20~21年度)

再掲(5) 県内先進活動事例視察の実施

4. 調査・研究事業

民生委員・児童委員活動及び単位民児協運営の充実強化のため次の調査・研究事業を行います。

- ア 問題別研究部会の開催（各部会 年4回開催）
- 自立支援対策問題研究部会
（テーマ）「要援護者の自立支援に関する事例研究」
 - 児童対策問題研究部会
（テーマ）「児童委員として子育て支援にどうかかわるか」
 - 広報研修対策問題研究部会
（テーマ）「地域住民に民生委員・児童委員活動の理解を広げるための広報」

新規 イ 作成部会の新設及び開催

活動実践事例集作成部会（年4回）
（部会委員6名）

活動記録等マニュアル作成部会（年5回）
（部会委員6名）

5. 情報提供事業

会員に適切な情報提供ができるよう次の新規事業を実施するとともに、「民児協だより」については、現行規格各号8頁を10頁に増頁し内容の充実を図るとともに、全ての号をカラー印刷とし、読みやすい紙面づくりに努めます。

- (1) **再掲**市町村・単位民児協別活動概要の作成
- (2) **再掲**活動実践事例集の作成
- (3) **再掲**指定民児協・モデル事業中間報告書の作成
- (4) **再掲**県内先進活動事例視察の実施
- (5) **再掲**県民児協ホームページの充実